

府中市告示第 1 1 1 号

府中市市税条例(昭和29年5月府中市条例第14号)第18条の2第1項(府中市都市計画税条例(昭和31年6月府中市条例第17号)第6条又は府中市国民健康保険税条例(昭和35年4月府中市条例第9号)第15条の規定により適用する場合を含む。以下これらの条例を「税条例」という。)の規定に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)又は税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住居等を有する者に係るもので、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成30年8月2日

府中市長 高野 律 雄

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市